

センター通信		大 夕 乗 第 22号	
		年 月 日	令和5年8月1日
		添 付 書 類	有 ・ 無
宛 先	各 位		
差 出 人	公益財団法人 大阪タクシーセンター		
件 名	JR新大阪駅におけるタクシー車両流入規制の試験的一部解除について		
<p>平素は、当センターの業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>「JR新大阪駅におけるタクシー車両流入対策協議会」から、次のとおり発表されましたのでお知らせします。</p> <p>運転者の皆さまへの周知方よろしく願いいたします。</p> <p>〔実証実験について〕</p> <p>(1) 内容</p> <p>JR新大阪駅タクシー乗場入構にかかる規制のうち、以下の規制を試験的に解除する。 <u>毎週木曜日と金曜日において、タクシー車両のナンバープレートにより、各曜日の偶数日、奇数日に応じて偶数ナンバー、奇数ナンバーの車両だけが入構出来るという規制。</u></p> <p>(2) 規制解除期間</p> <p>令和5年8月3日（木）～ 令和6年3月29日（金）</p> <p>(3) 今後について</p> <p>検証結果をもとに「JR新大阪駅におけるタクシー車両流入対策協議会」にて、流入規制の見直しを検討します。</p> <p>詳細は、近畿運輸局ホームページ又は大阪タクシーセンターホームページからご確認ください。</p> <p>※令和5年7月19日のセンター通信でも、お知らせしましたが、再度、周知の徹底をお願いします。</p>			
本通信に関する問い合わせ先			
〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見4-5-9			
公益財団法人 大阪タクシーセンター 乗場管理課			
TEL 06-6933-5613 FAX 06-6933-5612			